

○内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則（大分川漁業協同組合）の変更の内容

R7.8.18 変更認可

新		旧	
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄の期間中、水産動物を採捕してはならない。</p>		<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄の期間中、水産動物を採捕してはならない。</p>	
ア 区域	イ 期間	ア 区域	イ 期間
<p>大分川 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域（大分市大字下宗方字古川1027番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。）</p> <p>基点一 大分市大字光吉字井手ノ元112番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p>	<p>9月20日から 11月20日まで</p>	<p>大分川 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域（大分市大字下宗方字古川1027番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。）</p> <p>基点一 大分市大字光吉字井手ノ元112番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p>	<p>9月20日から 11月20日まで</p>

<p>基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点三 大分市大字下宗方字古川 1027 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>(七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル・上流 120 メートルの間)</p>			<p>基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点三 大分市大字下宗方字古川 1027 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>(七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル・上流 120 メートルの間)</p>		
<p><u>大分川</u> <u>次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域 (大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置し</u></p>	<p><u>11 月 21 日から</u> <u>12 月 31 日まで</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>		

た標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。)

基点一 大分市大字光吉字井手ノ元 112 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置

基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置

基点三 大分市大字下方字古川 1027 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置

基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置

(七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル)

<p><u>ル・上流 120 メートルの間)</u></p>																				
(略)		(略)																		
<p>七瀬川 大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域のうち、同標木から大分自動車道高架下流端までの間</p>	<p>9 月 20 日から <u>12 月 31 日</u>まで</p>		<p>七瀬川 大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域のうち、同標木から大分自動車道高架下流端までの間</p>	<p>9 月 20 日から <u>11 月 20 日</u>まで</p>																
<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第 7 条 第 2 条で遊漁の承認を得、第 3 条第 3 項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川漁業協同組合事務所（大分市大字田原字下川原 451-9）又は第 3 項に定める大分川漁業協同組合遊漁販売店、もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならない。 _____</p>		<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第 7 条 第 2 条で遊漁の承認を得、第 3 条第 3 項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川漁業協同組合事務所（大分市大字田原字下川原 451-9）又は第 3 項に定める大分川漁業協同組合遊漁販売店、もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならない。<u>但し、遊漁する場所において納付する場合の遊漁料は、下記遊漁料に 500 円を加算した額とする。</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th colspan="2">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・</td> <td>年券 (遊漁承認証+腕章)</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>日券</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁料		あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・	年券 (遊漁承認証+腕章)	5,000 円	日券	1,000 円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th colspan="2">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・</td> <td>年券 (遊漁承認証+腕章)</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>日券</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁料		あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・	年券 (遊漁承認証+腕章)	5,000 円	日券	1,000 円	
魚種	遊漁料																			
あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・	年券 (遊漁承認証+腕章)	5,000 円																		
	日券	1,000 円																		
魚種	遊漁料																			
あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・	年券 (遊漁承認証+腕章)	5,000 円																		
	日券	1,000 円																		

えのは (やま め・あまご)・ もくずがに (つ がに)	(日券シール)	
---------------------------------------	---------	--

(略)

2 前項の規定にもかかわらず、中学生以下及び肢体不自由者は無料とする。ただし、本人が希望する場合、400円を納付することにより組合から年券に係る腕章の交付を受けることができる。

3 大分川漁業協同組合遊漁販売店は以下のとおりとする。

大 分 市	(略)	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)		

(遊漁承認証等及び鑑札に関する事項)

第8条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 発行年月日

えのは (やま め・あまご) <u> </u> もくずがに (つ がに)	(日券シール)	
--	---------	--

(略)

2 前項の規定にもかかわらず、中学生以下及び肢体不自由者は無料とする。_____

3 大分川漁業協同組合遊漁販売店は以下のとおりとする。

大 分 市	(略)	
	<u>タックルベリー</u> <u>大分店 097-574-8870</u> <u>亀川店 0977-27-8010</u>	<u>大分市小池原 1155-2</u> <u>別府市亀川浜田町</u> <u>990-118</u>
(略)		

(遊漁承認証等及び鑑札に関する事項)

第8条 組合は、第2条第3項の遊漁料の納付を受け、同条第2項の承認を行ったときは、前条第1項の表のとおり別記様式

(2) 承認を受けた者の住所、氏名、電話番号、生年月日

(3) 承認期間

(4) 魚種

(5) 漁具・漁法

(6) 漁場

(7) 遊漁料の額

(8) 発行者名

(9) 禁止漁具漁法

(10) 禁止区域

(11) 注意事項

1. 遊漁中は本証を携帯し、腕章をつけなければならない。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

4. 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、お互いに他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5. 遊漁者は組合員の行う漁業を妨げてはならない。

6. 遊漁者は組合の定めた魚類の繁殖保護場では当該管理人の指図に従わなければならない。

7. 遊漁者が大分県漁業調整規則及び本組合の遊漁規則に違反する行為をしたときは、遊漁を停止し、又は拒絶することがある。

(1) の遊漁承認証又は船使用承認証（以下「遊漁承認証等」という。）及び鑑札を交付するものとする。

8. いかなる者でも漁場を独占してはならない。

9. 下記の魚類は禁漁期間中採捕してはならない。

<u>魚種</u>	<u>禁漁期間</u>
<u>あゆ</u>	<u>1月1日～5月31日</u>
<u>えのは</u>	<u>10月1日～翌年2月末日</u>
<u>わかさぎ</u>	<u>4月11日～9月30日</u>

- 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証 及び鑑札を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証 及び鑑札を他人に貸与してはならない。
- 4 (略)

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

- (1) 住所、氏名、年齢
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) 注意事項

- 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証等及び鑑札を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証等及び鑑札を他人に貸与してはならない。
- 4 (略)

(漁場監視員)

第10条 (新設)

 漁場監視員は、別記様式(2)の 漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

1. 漁場監視員は法令又は規則に従い違反漁業の防止に努める。
2. 漁場監視員は監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示するバッチ又は腕章をつけるものとする。
3. 漁場監視員は規則の励行に関し必要な指示を行うことが出来る。
4. 漁場監視員は遊漁承認証を携帯せぬ者から規定の遊漁料を徴収することが出来る。
5. 漁場監視中は法令又は規則に基づく悪質な違反を発見したときは監視員はその旨を取締機関又は組合に報告することとする。
6. 漁場監視員は常に適切公平な監視を行い必要以上の強制指示は厳につつしむこと。

(違反者に対する措置)
第 11 条 (略)

(違反者に対する処置)
第 11 条 (略)

(削除)

漁場監視員証

様式(2) 表

裏

No.		<注意事項>	
漁場監視員証		1 漁場監視員は法令又は規則に従い違反漁業の防止に努める。	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		2 漁場監視員は監視所を携帯しかつ漁場監視員であることを表示するバッジ又は腕章をつけるものとする。	
有効期限		3 漁場監視員は規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。	
監視員	住所	4 漁場監視員は遊漁承認証を携帯せぬものから既定の遊漁料を徴収することができる。	
氏名	年齢	5 漁場監視中は法令又は規則に基づく悪質な違反を発見したときは監視員はその旨を取締機関又は組合に報告することとする。	
発行者	才	6 漁場監視員は常に適切公平な監視を行い必要以上の強制指示は厳につつしむこと。	
大分川漁業協同組合 印		7 その他	